

(仮称)お茶と宇治のまち歴史公園における「お茶と宇治のまち歴史公園条例」及び「指定管理者の指定」等の概要について

(仮称)お茶と宇治のまち歴史公園につきましては、PFI 事業として交流ゾーンの建設業務が完成し、本年 11 月 30 日に施設の引渡しを受けましたことから、今後予定しています地方自治法に基づく公の施設の設置及びその管理に関する「条例」の制定及び「指定管理者の指定」等について、概要のご報告をいたします。

1. お茶と宇治のまち歴史公園条例の概要

(1) 条例の制定についての根拠

- ・地方自治法第 244 条の 2 第 1 項

「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。」

(2) 条例の制定に係る議案の提出

本事業における事業契約書に、「市は、供用開始予定日の 3 ヶ月前までに、要求水準書及び事業者提案に基づき指定管理対象施設の利用料金、その他指定管理対象施設の運営に必要な事項を条例で規定する。」と定めていることから、歴史公園の設置及び管理に関する議案の提出に向けて準備を進めている。

(3) お茶と宇治のまち歴史公園条例の概要(予定)

主な項目	規定する主な内容
1. 施設の名称	お茶と宇治のまち歴史公園
2. 目的	国史跡宇治川太閤堤跡を保存し、及び活用することにより、宇治茶を中心とした宇治の歴史及び文化に触れる機会の提供を図り、もって観光及び地域の振興に寄与することを目的とする。
3. 事業	<ul style="list-style-type: none"> ・国史跡宇治川太閤堤跡の保存及び活用に関する事業 ・宇治の歴史、文化及び観光に係る情報発信に関する事業 ・宇治茶の魅力発信に関する事業 ・歴史公園の利用に関する事業
4. 指定管理者による管理等	<ul style="list-style-type: none"> ・上記 3. の事業の実施に関する業務 ・歴史公園の利用の許可に関する業務 ・歴史公園の施設等の維持及び管理に関する業務
5. 利用料金	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、指定管理者に歴史公園の利用に係る料金(利用料金)を指定管理者の収入として收受させることができる。 ・利用料金の額については、本条例で定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて設定する。 ・市長が定める基準に従って、利用料金を減額し又は免除することができる。

(4) 条例の施行期日 (事業契約上の供用開始予定日)

- ・ 条例の施行期日 : 令和 3 年 6 月 1 日 (予定)

2 . 指定管理者の指定の概要

(1) 指定管理者の指定についての根拠

- ・ 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。」

(2) 指定管理者の指定に係る議案の提出

本事業における事業契約書に、「市は、供用開始予定日の 3 ヶ月前までに、要求水準書及び事業者提案に基づき指定管理対象施設の利用料金、その他指定管理対象施設の運営に必要な事項を条例で規定する。」と定めていることから、指定管理者の指定議案の提出に向けて準備を進めている。

(3) 指定管理者の指定

本事業契約書に、「市は、事業用地内施設を地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定による「公の施設」とし、事業者による事業用地内施設の維持管理業務及び運営業務の実施にあたっては宇治市議会において事業者を指定管理者として指定する議案を提出する。」と定めていることから、本事業の事業者を指定管理者として指定する。

指定管理者 : 株式会社宇治まちづくり創生ネットワーク (予定)

(4) 指定管理者の指定期間 (事業契約上の供用開始予定日・契約終了日)

- ・ 指定管理者の指定期間 : 令和 3 年 6 月 1 日から令和 18 年 11 月 30 日まで (予定)

3 . その他

お茶と宇治のまち歴史公園条例の制定に伴い、施設の正式名称は下記の通りとします。

現 行	変更後 (正式名称)
(仮称) お茶と宇治のまち歴史公園	お茶と宇治のまち歴史公園
(仮称) お茶と宇治のまち交流館	お茶と宇治のまち交流館